

複数の国の法制度を比較し 発展途上国への支援策を提案

名古屋大大学院 法学研究科 松浦好治^{よしはる}研究室

日本は急速な近代化を迫られた明治初期に、西欧諸国の法制度を学び、民法や刑法などの法を自国に適するようにアレンジして取り入れた。外国の法制度をそのまま自国の法制度としても、自国でうまく機能するとは限らないからだ。現在、発展途上国において急務とされている法制度の整備を効果的に実行するためには、発展途上国それぞれの国の特徴を把握し、それぞれに合う形に先進国の法制度を変えて取り入れる必要があると、名古屋大大学院法学研究科の松浦好治教授は語る。

フローチャートで分かる松浦好治研究室

大学院生の 主な出身分野

法学

政治学

など

◎松浦先生がコーディネーターを務める名古屋大博士課程教育リーディングプログラムは、国境を越えて法を移植できる専門家の養成を目指す英語のプログラムであるため、法に関係が深い学部の出身者が目立つ。また、意図的に学生層が多国籍になるようにしており、2013年度は日本人2人に加え、ウズベキスタン、フランス、ポーランドから各1人計3人を新たにプログラムに受け入れた。

研究にかかわる 学問分野と研究内容



◎研究対象である国の法体系を理解するためには、法の条文だけでなく、法を制定した理由、法の解釈の仕方など、法に関するあらゆる情報を分析する必要がある。法は社会と密接に結び付いているため、関連する情報は、政治、経済、文化、歴史、風俗など多様な分野に存在し、それら全てが研究対象となる。

研究成果と 社会のかかわり

法情報の共有化

法令英訳支援

条例作成支援

など

◎松浦先生が関係する法情報研究センターでは、日本の法情報の英訳支援や漢字文化圏の法情報の共有、スーパーコンピューターを使った地方自治体の条例の共有・作成支援などの活動を行っている。

社会を見つめる目と行動を起こそうとする意志が大切

比較法学が求める学生像

何が課題かを把握するための情報収集・分析力

考え方や価値観の異なる人とかかわる力

知らないことを探究しようとする知的好奇心

法はより良い世の中をつくるためのツールですから、これを学ぼうとする人には、現在の社会にどのような課題があるのかを把握できるようになってほしいと思います。ここで鍵を握るのは、情報を収集し分析する力です。集めた情報が多いほど比較する対象も増えるため、正確な分析ができ、課題への対策も立てやすくなるからです。膨大な情報を上手に処理する能力も磨かなければなりません。

課題解決策は考えるだけでは駄目で、それを実行してこそ、状況を変えることが出来ます。そのため、たとえ反対されても粘り強く交渉し、相手を納得させる必要があります。解決策を実行に移す場合には、多くの人と力を合わせることを求められるので、考え方の異なる人とも円滑に意思を疎通する力が大きな武器になるでしょう。この力を身に付けていれば人脈が広がり、多方面の情報を集めることにもつながるはずです。また、法以外の知識も、積極的に吸収してほしいと思います。好奇心を大切に、知らないことにどんどん挑戦してください。

高校生へのメッセージ

法をつくるのも人、使うのも人、求めるのも人。このように、常に人を相手にする学問なので、他者から学ぼうとする姿勢が大切です。不愉快なことを言われたら、言った相手を批判したくなるかもしれませんが、しかし、批判する前にもう一度、「相手がなぜそんなことを言ったのか」を考えながら、相手の話に真摯に耳を傾けてみてください。きっと自分の視野を広げられると思います。



松浦好治

特任教授

まつうら・よしはる 名古屋大学院法学研究科特任教授。名古屋大博士課程教育リサーチプログラム「法制度設計・国際的法制移植専門家の養成プログラム」コーディネーター。大阪大学院法学研究科修士課程、及び Yale Law School LL.M.プログラム修了。中京大助教授、大阪大教授、名古屋大教授を経て、2013年度から現職。主な著書に『法と比喩』（弘文堂）、編著に『法情報学』（共編・有斐閣）など。

研究を始めたきっかけ

近代日本の社会制度をより深く理解したい

私は、近代に移行する激動の時代である19世紀後半に、日本や欧米諸国の社会制度がどのように変わっていったのかに関心がありました。鉄

道が敷かれればその営業や運行などについての法、選挙を行うようになればその仕組みを定めた法というように、法は社会の求めに応じて制定されます。そのことに気付いた私は、社会制度をより深く理解するために法を学んできました。

日本は明治初期に、国会を設けたり、近代的な軍隊を組織したりと、西欧諸国に倣って新制度を整えていきました。新たな法も、欧米各国の法を大いに参考にして制定されました。ただ、完成した日本の法を、参考にした外国の法と比べると、単に翻訳しているだけではないことが分かります。どの法も、日本の社会に合うようにアレンジして定められているため、日本がどのような基準で何を取捨選択したのか、ある条文がなぜ変えられたのかといったことを

把握するには、法だけでなく、文化や風俗などさまざまな分野をも西欧諸国と比較し、それぞれの国の社会の特徴を理解する必要があります。このスケールの大きさに魅力を感じ、私は法思想史や法哲学、比較法学の研究に携わりました。

研究概要

日本の法情報を英語に翻訳しデータベース化

1990年代になると、旧ソ連の崩壊に前後して、資本主義へ大幅に政策を転換する社会主義国が続出しました。そこでは、国有地の私有化、国営企業の民営化などが生じ、それに伴い、旧体制にはなかった法制度の整備が求められるようになりました。どのような法が必要なのかを学ぶために、ベトナムやモンゴル、ウズベキスタンなど、アジア各国の多くの留学生が日本の大学の門をたたきようになったのです。19世紀後半に西欧に学んで整えた日本の法制度を、20世紀末にアジア諸国が参考にし始めたということです。

欧米の法や法令集は、英語、ドイツ語、フランス語などで広く世界で

共有されています。ところが、日本の法に関する情報は、主要な外国語、特に英語にほとんど翻訳されていなかったため、日本の法制度を学ぶとする留学生は、まず日本語を習得しなければならず、大きな負担を強いられていました。

日本の法情報や法と社会に関する英語情報を幅広く、継続的に蓄積して提供することの重要性は、以前から認識されていました。熱心に活動している専門家も少なくありません。私は、日本の法に関する情報（法令や条例は、議会議事録その他）を整理し、良いものを選んで外国語で提供するための基礎研究をしています。これに関連して、日本の国会の議事録などが英語で記載された「英文官報」の収集など、法情報を英訳するための参考資料の整備にも当たっています。

日本法を英訳して広く世界に提供しようという計画は、既に一部が実用化されています。例えば、法務省がインターネット上に無料で公開している「日本法令外国語訳データベースシステム」では、日本の法に使われている言葉を日本語と英語の双

方で検索でき、その言葉を含む条文も、日英2か国語で読むことが出来ます。日本語の法概念が英語の何に当たるかを容易に把握できるわけです。

対訳の形でデジタル化された法情報を利用すると、日本語ではどの法でも同じ言葉で表現される法概念が、英語では法によって別の言葉で表現されるといった、日本語と英語の法概念の違いを網羅的に比較することも可能です。そうすると、英訳を使った複数の国の法情報を比較することも容易になるので、よく似た複数の外国の法制度を比較し、自国の法制度の改善に活用することも出来るようになります。

研究の展望

法情報の共有を通じた東アジア諸国の相互理解

私たちの研究チームは、いわゆる漢字文化圏内の法概念の比較にも力を入れるようになりました。まずは日本、中国、台湾、韓国を研究対象としています。例えば、「不遑及」という言葉は4か国で共通して使われていますが、日本の裁判所に当た

る機関を他の3か国では「法院」と呼んでいます。このように、研究によって、日本、中国、台湾、韓国の法がどの程度同じ漢字を使っているのか、どのような法令が似ているのかなどを知ることが出来ます。

また、日本、中国、台湾、韓国のデジタル化された法情報を各国語と英語で集める作業も続けています。これが完成し公開されれば、東アジアの法情報を共有、検索できるようなので、各国政府や関係機関は自国に必要な法知識を手軽に得られるようになるはずですが、

ただ、法制度を自国でうまく機能させるためには、外国の法をそのまま移植するのではなく、明治期の日本がそうしたように、自国に適する形に変えなければなりません。どの法をどのように整備すべきかをアドバイス出来る人材を日本から送り出すことは、発展途上国への大きな支援になると思います。今後も、比較法学によって深めた専門知識と、異文化を理解する広い視野を併せ持ち、発展途上国の法整備支援に貢献できる人材を育成していきたいと考えています。

用語解説

1 ソ連
ソビエト社会主義共和国連邦。15の社会主義国から成る多民族国家として1922年に建国されたが、91年に解体した。国土の大部分は、現在のロシア連邦に当たる。

2 英文官報
官報とは法律や告示などを一般に知らせるために国が発行する機関誌。英文官報とは、連合国軍総司令部（GHQ）の覚書を受け、日本が1946年から約6年間発行した、日本の官報の英訳版。52年4月にサンフランシスコ講和条約が発効され、日本が独立を回復したことをきっかけに、発行を廃止。本誌と号外などを合わせ、3220号の発行が確認されている。

3 漢字文化圏
漢字と漢字による言葉を共有する国や地域の総称。中国、台湾、日本、韓国、北朝鮮、ベトナムなどから成る。現在、韓国と北朝鮮ではハングルでの表記、ベトナムではアルファベットでの表記が主流だが、朝鮮語にもベトナム語にも漢字由来の言葉が多く含まれているため、漢字文化圏に属すると思われる。

4 倒産法
破産法、会社更生法など、倒産処理手続きに関する法の総称。

社会保障制度をいかに中国全土に浸透させるか

鈴木 秀さん



すずき・さかえ 名古屋大大学院法学研究科博士前期課程1年。同大博士課程教育リーディングプログラム「法制度設計・国際的制度移植専門家の養成プログラム」履修生。三重県立津西高校卒業。

Q なぜこの分野に進んだのですか

A 高校時代にアメリカに留学し、福祉施設などでのボランティア活動をすることをきっかけに、私は社会保障に関心を持ちました。そして、多くの人が暮らしやすい社会を実現するために法を学びたいと思うようになったのです。

法学部で学ぶうちに、法を適切に運用するためには、その法が何のためにつくられたかを把握する必要があります。立法目的

は、日本の法を読むだけでは捉えにくかったのですが、英語圏諸国の法と比較するとよく分かりました。比較法学の重要性を知り、この分野に進むことにしたのです。

Q 松浦先生の研究室での研究内容を教えてください

A 発展途上国の法整備をいかに支援するかを、比較法学を通して研究しています。柱は2つあります。1つめは自分で設定した

テーマで、中国における都市間での社会保障制度の格差、特に生活保護制度の格差を是正するために、どのような法を整備すべきかを研究しています。

中国政府は生活保護制度が全国に行き渡っていると発表していますが、各自治体や都市によってその普及の程度はさまざまです。その状況を改善するためにより良い制度をどのように構築するかを、日本や中国の文献を読みながら考えています。いずれは現地を訪問してこの目で実態を把握したいと思っています。

2つめの柱は、グループ研究です。海外からの留学生3人を含む大学院生5人で、アジア諸国の倒産法

を比較し、倒産法に関する2か国条約の草稿の作成を目指しています。

私はタイとブルネイの倒産法の比較を担当しています。1か月に1回、互いの研究内容や課題を報告し、各国の倒産法の特徴を条約にどのように生かせばよいかを話し合います。私とは全く違う発想による意見が出されることが多く、「そういう見方もあるのか」と感心することもしばしばです。

Q 高校生へのメッセージをお願いします

A 他者と意見を交換すること、で新たな考えが生まれますから、皆さんにも多くの人と触れ合ってもらいたいと思います。私はグループ研究での議論を終えると、一人ひとりの意見が1つにまとまり、今までになかったアイデアになっていると実感します。時には議論が白熱し、8時間にも及ぶことがあります。長いとは感じません。他の大学院生から出される意見を聞き、自分の考えを振り返ることに集中していると、時間が経つのを忘れず、自分と考え方や価値観の違う人たちと出会うために、皆さんも、積極的に海外へ目を向け、機会があったら、ぜひ留学してください。それまでとは異なる環境で何かに全力で取り組み結果を残せば、自信につながります。海外と日本での体験を比較することで視野が広がるため、日本での日常生活にも新たな魅力を感じられると思います。

私の高校時代

人生の岐路となったアメリカ留学

●高校2年生の時、アメリカのオハイオ州に1年間留学しました。その間、生活保護施設や選挙活動現場などでさまざまなボランティア活動に携わることが出来ました。そこで痛感したのは、問題の実態を肌で感じることの大切さです。新聞やテレビの報道を通してではなく、その場で直接人と触れ合い、何が起きているかを知ることが、共感を生み、それが新しい一歩を踏み出す原動力となります。

また、留学時代に経験したディスカッション形式の授業を通して、自分の意見を持ち、それを相手に分かりやすく伝えることがいかに重要かを学びました。私のプレゼンテーションはただどしどし伝えず、それでも、クラスメートが拍手してくれたことは印象的でした。

苦しい時もありましたが、自分自身と常に向き合い、進路を決める充実した1年間だったと思います。